

法整備支援事始め

—日本法教育研究センター・コンソーシアム設立に寄せて—

愛知県公立大学法人理事長

名古屋大学名誉教授

鮎 京 正 訓

1 はじめに

学生時代からの愛読書の一つは、杉田玄白著『蘭学事始』であった。その書物を読んで感激し励まされたのは何故かと言えば、大学に入学し“ベトナム語”に取り組みはじめたが当時は、きちんとした越日辞典もなく、古田元夫さんなどベトナム研究の友人から、まずは神保町のタトル書店で越英辞典を買い、また、内山書店で、ときたま越漢辞典が出回るので、それを備えるのが良い、と教わり、それらの辞典を机上に置きながらベトナム語の書物を読んでも、チンプンカンプンで、ため息まじりの日々を送っていた。

そんなときに『蘭学事始』を読んだが、杉田や前野良沢らが、『ターヘル・アナトミア』を読もうと決意したときには、辞書もなく、日々、ため息ばかりであったことを知り、「困難に負けてはならぬ」と思い知らされた。

さて、「法整備支援」が日本で開始された1990年代の初頭、これをだれがどのように始めたのかについて、少しは紹介しておくことが、私たちの世代の責務と考え、そのあたりの様子を述べることにする。

2 法整備支援が始まった頃

1992、3年の頃だったと記憶しているが、森寫昭夫先生から「ベトナムの法整備を支援したいので、手伝ってくれないか」というお話があった。

そして、森寫先生は、企業に働きかけて基金を集め、当時ベトナム司法大臣に就任したばかりのロクを日本へ招へいしたり、自らもベトナムへ出かけるなど、精力的に日越法学交流を開始した。

そのような活動を背景にしながら、森寫先生は、日本政府に働きかけて、日本が「知的支援」の一環として、ベトナムに対する法整備支援を行うことはできないかと準備活動を行い始めた。森寫座長のもとで私も法整備支援を準備する会合のメンバーに加えられ、月に二回くらい外務省の会議室で会合がもたれた。

外務省の経済協力局（当時）の技術協力課が担当となり、松谷浩尚さんが実質的な責任者として活躍された。松谷さんは外務省職員でありながら、トルコ語、トルコ社会論をはじめトルコ学の権威で、東京大学の非常勤講師をされるなど、たいへんな学者でもあった。

あるとき、「松谷さんは、あんなに沢山の本をどうやって、いつ書いているのですか」

と尋ねると、「土曜、日曜だけでも結構原稿が書けるものです」と言われ、頭が下がった。

偶然にも松谷さんは、私の高校時代の同級生の多賀敏行君の叔父さんとのことであった。多賀君は、大学卒業後、外務省に入り、チュニジアやラトビアの特命全権大使をつとめた人であるが、そんなこともあり、松谷さんとは、気安い関係となった。

そして、独立行政法人国際協力機構（JICA）からは、米山芳春さんが参加されていた。「粘り腰の米山さん」と私が勝手に呼んでいた米山さんが、ベトナムとの実務的な交渉をすべて担当してくれたように思う。

実は、今年の2月に仕事でラオスに行き、JICAラオス事務所を訪問したところ、事務所長さんが会ってくださるといので喜んでいたところ、なんと米山さんだったので、驚くとともに懐かしく、とてもうれしかった。20数年ぶりの再会であった。

そして、法務省はといえば、山下輝年さんが活躍された。そして、そのあと、現在は国際協力部長である若き日の森永太郎さんは、ベトナム法整備支援が本格的に開始されると、法務省からのベトナムへの専門家として数年にわたり、ハノイに滞在し、ベトナムの法整備のために尽力されたが、特筆すべきは、通常の業務以外に、言わば「手弁当」で、ハノイ大学法学部で講義をされるなど、ベトナムの法学教育支援にも積極的に参加された。

後に、2000年代になると名古屋大学は「法政国際教育協力研究センター（CALE）」を設立し、さらに、ベトナムのハノイ法科大学などに「日本法教育研究センター」を設立し、日本語による日本法教育を開始したが、そのとき私の頭の中にイメージとしてあったのは、森永さんのハノイ大学での教育経験であった。

また、日本弁護士連合会からは、上柳敏郎さんや矢吹公敏さんが熱心に参加していた。

そして、時代は前後するが、法整備支援の準備会合は回数を積み重ね、ついに、1996年12月に、日本のJICAとベトナムの司法省との間で、法整備支援に関するR/D（Record of Discussions）が締結されることとなり、森嶋先生とロク司法大臣により調印された。



1999年6月18日

ロク司法大臣（当時）記念講演（名古屋大学にて）

「事始め」ということなので、ベトナム側の動きというか担当者についても簡単にふれておきたい。

先述のR/Dに至る交渉をベトナム側で主導したのは、ロク司法大臣の信任が厚かったクオン司法省国際協力局長であった。クオンは、その後、司法大臣になった。

そしてクオンの下で、日本側から「タフ・ネゴシエイター」と呼ばれたのが、当時国際協力局のスタッフで30歳を過ぎたばかりのロンであった。

ロンは、ロシア語、英語もすこぶる堪能で頭の切れ味もすばらしく、交渉相手として誠によく出来た人物であった。

ベトナムのドイモイ（刷新）以前の時代、ベトナム・ハノイの司法省には、ソ連からの法律顧問団が常駐しており、たとえば1980年に制定された憲法などは、ソ連の1977年憲法からの多大な影響を受けており、他国による法や司法分野の支援は経験していたものの、やはり、日本からの法整備支援を受け入れるにあたっては、ベトナム司法省側もかなり神経質になっていたと想像する。

その意味で、あれこれの議論はあったものの、座長の森嶋先生の発案で、日本の法整備支援の当初においては「民商事法支援」が掲げられ、ベトナム側の受け入れの警戒心を薄めるのに寄与したともいえよう。

このロンであるが、日本の法整備支援が軌道に乗ると、法整備支援で知り合ったこともあり、名古屋大学大学院法学研究科博士課程（後期）に、JICA研修生という身分での留学生として派遣され、数年間勉強し、見事に博士学位を取得し帰国した。

ロンは、数年前に、クオンの後任として司法大臣に抜てきされ、今春、ようやく来日を果たし、法務省を訪問した。

丁度、名古屋では満開の桜の季節であり、ロンの大臣就任を名古屋大学法学部同窓会で祝うことができ、私としては大きな感慨があった。



2019年4月5日

前列中央ロン司法大臣，右隣大村秀章知事（愛知県公館にて）

3 日本法教育研究センター・コンソーシアム

日本法教育研究センター・コンソーシアムは、設立から今年で3年目を迎え、6月には、第3回年次総会も開催した。少しずつ会員数も増え、最近では、協賛会員に中部圏の企業が増え始めた。アジア地域への進出、外国人人材の採用などを求める企業も増えており、日本語が堪能で日本法・現地法に精通した人材、名古屋大学がアジア各国で有する各国政府関係者・弁護士などの信頼できるネットワーク、各国の法律情報などへの期待が高まっている。

そして、2019年7月15日現在の会員数は、団体正会員18団体、個人正会員38名、団体協賛会員21団体などとなっている。

「団体正会員18団体」というのが、大学会員であり、いまのところ、以下の大学が加盟している。

名古屋大学大学院法学研究科、名古屋大学法政国際教育協力研究センター、神戸大学大学院国際協力研究科、九州大学大学院法学研究院、大阪大学法学部、早稲田大学法学大学院、慶應義塾大学大学院法務研究科、一橋大学大学院法学研究科、関西大学法学部、朝日大学法学部、立命館大学法学部、名古屋経済大学、広島大学大学院法務研究科、金沢大学人間社会学域法学類、西南学院大学法学部、北海道大学大学院法学研究科、同志社大学大学院司法研究科、関西大学政策創造学部・大学院ガバナンス研究科

また、オブザーバー団体として、法務省法務総合研究所国際協力部、日本弁護士連合会、独立行政法人国際協力機構、公益財団法人国際民商事法センターが加わり、顧問には、森島先生、会長には鮎京、事務局長には小畑郁教授が就任している。

4 おわりに

日本法教育研究センター・コンソーシアムは、元々は名古屋大学がアジア各国に設立した日本法教育研究センターで学んだ優秀な学生たちが、さらに日本に留学して学んでいく場を、従来のように名古屋大学だけではなく、全国の大学や法学部などがオールジャパンで受け入れる仕組み作りを目的として設立され、途上国から派遣された留学生が、「法の学識者」として成長し、将来、各々の国の法に携わる専門家となることを期待して組織されたものである。

同時にまた、このコンソーシアムの活動領域を徐々に広げ、法律学において一つの議論の焦点となっている「グローバル化をめぐる法の問題」を議論できるプラットフォームとなることも期待されている。

すでに、日本学術会議法学委員会「グローバル化と法」分科会は、中谷和弘・高山佳奈子・阿部克則編著『グローバル化と法の諸課題—グローバル法学のすすめ』（東信堂、2019年7月）を出版し、私も『法を比較する』とはどういうことか』という一文を寄せているが、日本政府による法整備支援の開始から25年—四半世紀—経ったいま、学者だけではなく法実務家が懸命に取り組み、かかわってきた、法整備支援の経験から、日本の法学の発展に寄与しうる理論と実務の提言を行うことが時代の要請になっている。

コンソーシアムを通じて、そんなあれこれの日本法学の未来を語る事ができれば、と願っている。